

償却資産(固定資産税)

申告の手引き

日頃より市税務行政につきまして格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、装置、工具、器具、備品等の固定資産は「償却資産」として、土地・家屋と同じく、固定資産税の課税対象です。

地方税法第383条により、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を、資産所在地の市町村長に1月31日(閉庁日の場合は翌閉庁日)までに申告することが義務付けられています。

この「申告の手引き」をご参照のうえ、申告書にご記入いただき、期限内の提出をお願いいたします。

提出期限 令和5年1月31日(火)

※所有する償却資産の多少に関わらず、申告が義務付けられています。**必ず申告をしてください。**

※郵送により、控え用申告書の返送を希望される方は、申告書送付時に切手を貼付した返信用封筒(宛先記入済み)を同封くださいますよう、お願いいたします。

※地方税の総合窓口「eLTAX」(エルタックス)による電子申告サービスにより、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを利用して申告をすることも可能です。詳しくは、別紙「地方税の電子申告サービス(eLTAX)をご利用ください」をご参照ください。

☆ご提出の前に、下記へ☑にてご確認をお願いします。

- 申告書に「連絡先」の記入はありますか？
- 申告書の「15 資産所在地」欄と「17 事業所用家屋の所有区分」欄は記入されていますか？
- 増加資産の耐用年数や資産の種類は記入されていますか？
- (非課税・特例の対象資産をお持ちの場合) 特例該当資産であることを証明する書類等は添付されていますか？
- リース資産のある場合、リース償却資産一覧表は記入されましたか？
- (申告書の控えの返送をご希望の場合) 切手を添付した返信用封筒は同封されていますか？

申告書の提出及びお問い合わせ先

〒394-8510 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市役所 総務部 税務課 資産税担当
電話 0266-23-4811 FAX 0266-22-4146

償却資産の申告

1. 申告義務者

令和5年1月1日現在、岡谷市内に事業用償却資産を所有する法人又は個人の方。

※償却資産の多少に関わらず、必ず申告書を提出してください。

2. 申告方法

送付書類は以下のとおりです。

- 償却資産申告書(償却資産課税台帳)--- 複写・緑色
- 種類別明細書(一覧表)----- 複写・緑色(償却資産の登録のある方のみ)
- 種類別明細書(増加資産・全資産用)---- 複写・緑色
- 種類別明細書(減少資産用)----- 複写・赤色(償却資産の登録のある方のみ)
- リース償却資産一覧表-----リース資産を使用している場合は必ず提出してください。
- 償却資産申告書送付先(変更)承諾書---送付先の変更を希望される方は提出してください。

申告書類

別紙記載例を参照し、該当する資産全てを申告してください。

【昨年度分までの償却資産を申告済みの方】

- (1) 市の償却資産台帳に登録済みの資産を記載した「種類別明細書(一覧表)」を同封しております。ご確認のうえ、令和4年中に増減のあった資産について記入し、申告してください。
- (2) 令和4年中に資産の増減がない場合でも「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」備考欄に『増減なし』と記入し、必ず提出してください。
- (3) 該当資産がない場合でも「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」備考欄に『該当資産なし』と記入し、必ず提出してください。
- (4) 令和5年1月1日現在、事業の廃止等(廃業・市外移転等)があった場合は申告書の備考欄にその旨を記入し、必ず提出してください。

※申告書未提出の場合、前年の課税状況をもとにみなし課税を行う場合があります。

※前年中に個人から法人化した事業主は、個人分の減少申告・法人分の新規申告をしてください。

【今回初めてご申告いただく方】

- (1) 法人税もしくは所得税申告の減価償却資産を参考に、市内で所有している全ての償却資産について「種類別明細(増加資産・全資産用)」に記入してください。
- (2) 該当資産がない場合でも「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」備考欄に『該当資産なし』と記入し、必ず提出してください。

3. 記入上の注意

- (1) 申告書及び種類別明細書は複写用ノーカーボン紙を使用しております。二枚重ねてボールペンで記載してください。
- (2) 申告内容については、法人税・所得税における減価償却に関する資料との整合について、十分ご確認ください。償却資産の申告内容調査を実施する際、法人税・所得税申告書類等との相違がある場合、電話や訪問等により問い合わせを行う場合があります。

4. 罰則規定

正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法(第385条及び第386条)の規定により過料又は罰金等が科されることがあります。

償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（無形減価償却資産を除く）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。（これに類する資産で、法人税又は所得税を課されない者が所有するものも含まれます）

申告が必要な資産

※賦課期日(1月1日)現在岡谷市内に所在する資産（令和4年度決算期以降～令和5年1月1日までの増加資産も含む）で事業の用に供することができる資産であり、次に掲げる資産を含みます。

- ① 税務会計上、減価償却を行っている資産
- ② 福利厚生のために供する資産（食堂・社員寮の設備等）
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産のうち、その一部が1月1日までに完成し、完成した部分が事業の用に供することができる資産
- ④ 遊休又は未稼働のものや、簿外資産及び償却済資産であっても、1月1日現在その資産が事業の用に供する目的を持って保有され、かつ、事業の用に供することができる資産
- ⑤ 資産の価値を増加させるための修理費、改良費および取得に要した金額。（資本的支出として新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います）
- ⑥ 他の事業者にも事業用として貸付けている資産（リース資産）
- ⑦ 自動車税・軽自動車税の課税対象以外の車輛（大型特殊自動車など）
- ⑧ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産 ※1

※中小企業者等の取得価格30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産は申告対象です。

「少額資産」の取扱い <申告が必要>

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却		◎要申告		
中小企業特例 ※1		◎要申告		

※1 租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか⇒法人税申告書別表16(7)

申告の必要がない資産

※償却資産に該当しない資産は以下のとおりです

- ① 繰延資産（創立費・開業費・新株発行費・社債発行費・社債発行差金・開発費など）
- ② 自動車、軽自動車、原動機付自転車などの、自動車税・軽自動車税の課税対象となっている資産
- ③ **無形減価償却資産**（特許・実用新案・商標などの権利・パソコンソフトなど）
- ④ 家屋、建物と一体となって建物自体の効用を高める建物附属設備
- ⑤ 取得価格が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却している資産（一括償却資産） ※2
- ⑥ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入されたもの ※3
- ⑦ (H20.4.1 以降)ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、所有者の取得価額が20万円未満の資産

「少額資産」の取扱い <申告不要>

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入 ※2	申告不要			
3年一括償却 ※3	申告不要			

※2 法人税法施行令第133条、所得税法施行令第139条第1項

※3 法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項
⇒法人税申告書別表16(8)

償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構 築 物	構築物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化設備等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設設備、機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます。)、太陽光発電設備等
3	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両)、構内運搬車、貨車、客車等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、金庫、自動販売機、ゲーム機等

業種別の主な償却資産

業種名	主な償却資産
各業種に共通する 償却資産	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食業	接客用家具、接客用備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン等
医療業	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン)、各種キャビネット等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテルバー、 喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄機、製氷機、エレクター等の 楽器、ミラーボール、放送設備等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケ セット、接客用家具、照明設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、 コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、 コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、 照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
農業	田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車等
不動産賃貸業	駐車場舗装、看板、門、塀、外灯、緑化設備(植木等)、フェンス、側溝、電力引込線、屋外 給排水管、屋外ガス管、自転車置き場、近隣の電波障害対策用アンテナ、ルームエアコン、 集合郵便受け、宅配ボックス等

(注)自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合の費用は、家屋の評価に含まれますので、償却資産としての申告の必要はありません。

家屋と償却資産の区分（固定資産税における取り扱いの注意点）

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。償却資産の対象となるものは、家屋から独立した機器、独立した機器としての性格の強いもの(例:受変電装置)、単に移動を防止する程度に取り付けられたもの(例:ルームエアコン)、特定の生産又は業務の用に供されるもの(※)、となります。

また、賃貸ビルなどの建物を借り受けて事業をされている方(テナント)が自らの事業を営むために取り付けした建物附属設備のことを特定附帯設備といいます。特定附帯設備は、地方税法第343条第9項及び岡谷市市税条例第51条第7項の規定により、賃借人(テナント)の方が償却資産として申告をしてください。

※特定の生産又は業務の用に供されるもの

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、吸排気設備、エア配管、油配管、照明設備及びその附属設備は、償却資産となります。

例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、旋盤等から加工品を排出するためのエア配管、工業用水配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピューター室(人が作業することが想定されない部屋)に設置されている大型コンピューターを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室内の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

修正申告が必要な事例

毎年1月末日が申告期日である償却資産申告と、各事業所における決算月の差異により、償却資産申告した内容に変更が生じた場合や、申告にもれがあったことが判明した場合は、速やかに修正申告をお願いします。

修正申告の方法は、一品申告の場合は「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の上部余白に「修正申告」と明記し、修正すべき内容、修正すべき年度が分かるように記載してください。電算申告の場合は、「18 備考」に一品申告と同様に、どのような修正か入力し申告をお願いします。

なお、修正により過去の年度にわたって税額に変更が生じる場合は、当年度を含め最大5年間に遡及して税額を更正します。(地方税法第17条の5)

申告した月日により、税額更正後の納付の回数が変わりますのでご注意ください。

例えば、更正後の税額が10,000円の増加となった場合

納期	1期	2期	3期	4期
修正申告月日(仮)	5月2日	8月1日	12月末	次年2月末
4月28日	——	4,000円	3,000円	3,000円
9月1日	——	——	5,000円	5,000円
次年1月15日	——	——	——	10,000円

となり、修正申告する月日越早いほど、1回の納付額は少なくなります。

《家屋と償却資産の区分表》

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と償却資産の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床、壁、天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門、塀、緑化施設等)		◎		◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込工事	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等機器			◎		◎
		配管、配線等		○			◎
	監視カメラ設備	受像機(テレビ)カメラ、録画装置等			◎		◎
配管、配線等			○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知機設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器等)			◎		◎
		中央式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器、ユニットキッチン等)		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用の設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮、病院、社員食堂の厨房設備等			◎		◎
その他	冷蔵・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等			◎		◎	
太陽光発電設備	太陽光発電設備	家屋屋根材として、一体化しているもの	○		/		
		上記以外の設備		◎		◎	

課税標準額等の算出方法

償却資産の評価額は、資産の取得年月・取得価額・耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産 → 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)

前年前に取得した資産 → 前年度評価額 × (1 - 減価率)

※算出された評価額が取得価額の5%に満たない場合、取得価額の5%の価額が評価額となります。

上記の計算式により資産ごとの評価額を算出し、すべての資産の評価額を合算した額が課税標準額となります。課税標準額の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額に特例率を乗じた額を基に、課税標準額を算出します。

課税標準額(1,000円未満切り捨て) × 税率(1.4%) = 税額(100円未満切り捨て)

※課税標準額が免税点(150万円)未満の場合は課税されません。(免税点未満の場合も申告は必要です)

なお、一品申告(一般方式)で申告される方は、評価計算を岡谷市税務課が行いますので、申告の際に課税標準額等について算出・記載いただく必要はありません。

(参考) 減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
年		年		年	
2	0.684	21	0.104	41	0.055
3	0.536	22	0.099	42	0.053
4	0.438	23	0.095	43	0.052
5	0.369	24	0.092	44	0.051
6	0.319	25	0.088	45	0.050
7	0.280	26	0.085	46	0.049
8	0.250	27	0.082	47	0.048
9	0.226	28	0.079	48	0.047
10	0.206	29	0.076	49	0.046
11	0.189	30	0.074	50	0.045
12	0.175	31	0.072	51	0.044
13	0.162	32	0.069	52	0.043
14	0.152	33	0.067	53	0.043
15	0.142	34	0.066	54	0.042
16	0.134	35	0.064	55	0.041
17	0.127	36	0.062	56	0.040
18	0.120	37	0.060	57	0.040
19	0.114	38	0.059	58	0.039
20	0.109	39	0.057	59	0.038
		40	0.056	60	0.038

(注) 固定資産基準 別表第15「耐用年数に応じる減価率表」からの抜粋

国税(法人税・所得税)との相違点

項目	国税の取り扱い 【法人税法・所得税法】	地方税の取り扱い 【固定資産税】
減価償却の計算の基準日	事業年度	賦課期日【1月1日】
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・平成19年4月1日以降に取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	備忘価額(1円)まで	取得価額の5/100
改良費(資本的支出)	原則区分、一部合算も可	区分評価

その他

1. 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条及び第64条などに規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税の軽減を受けることができます。該当する資産を申告する場合、申告書に『特例資産あり』と明記し、特例該当資産であることを証明する書類等を添付してください。

2. 税額の計算

課税標準額(決定価格)に税率をかけて税額を計算します。税率は1.4%(標準税率)です。

※課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合は課税されません。

免税点の判定(150万円未満になるかどうか)は、本市で計算した結果によりますので、償却資産の多少にかかわらず申告してください。

3. 調査への協力をお願い

申告書の内容などについて、調査及び修正申告をお願いすることがあります。調査の際はご協力いただけますよう、お願いいたします。また、修正申告に伴い、過去5年に遡及して税額を変更することがありますのでご了承ください。

4. 償却資産のほかに土地・家屋を所有している方について

償却資産は、償却資産申告書や法人異動等申告書により名称・所在地等を課税台帳に登録しますが、土地と家屋は「それぞれの登記簿上の名義を課税台帳に登録すること」とされています。

これにより、名称及び所在地等の変更があり、土地・家屋の登記を新名称等に変更していない場合については、償却資産は新名称等、土地・家屋は旧名称等で、それぞれ納税通知書が発行されますので、あらかじめご承知願います。

【申告書の記載例】

・ボールペンで記入してください。

- ・申告書の提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。
- ・資産の所在する市町村長名を記入してください。

4 事業種目

- ・事業の種目を具体的に記入してください。
- ・法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

5 事業開始年月日

- ・事業を開始した年月を記入してください。

3 個人番号又は法人番号

- ・個人番号又は法人番号のいずれか該当する番号をご記入ください。
- ・個人番号（マイナンバー）を記入した場合は、個人情報にあたるため取り扱いに注意してください。

6 この申告に応答する者の係及び氏名

- ・この申告について、照会があった場合に応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7 税理士等の氏名

- ・経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

1 所有者の住所

- ・ご住所（又は本店所在地）を打ち出してあります。誤りがあれば訂正してください。
- ・電話番号を記入し、ふりがなを付してください。また方書（ビル名等）がある場合は具体的に記入してください。

2 所有者の氏名

- ・氏名又は法人名を打ち出してあります。誤りがあれば訂正してください。
- ・屋号があれば記入してください。
- ・押印（法人の場合は社印）は不要

前年前に取得したもの(イ)

- ・令和4年1月1日現在の償却資産の取得額の合計を種類別に打ち出しております。

前年中に減少したもの(ロ)

- ・令和4年1月2日から令和5年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

前年中に取得したもの(ハ)

- ・令和4年1月2日から令和5年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。

計(ニ)

- ・令和5年1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
- ・次の算式により求めます。
 $(イ) - (ロ) + (ハ) = (ニ)$

令和5年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和5年度 令和5年1月8日

岡谷市長 今井 竜五 殿

提出用 ※所有者コード

第二十六号様式 (提出用)

1 住所 (ふりがな) 所
000-0000
00市町村00町5丁目9番2号 (電話 23-4567)

2 氏名 (ふりがな) 名
法人にあってはその名称及び代表者の氏名
00工業(株) (屋号 00屋)

3 個人番号又は法人番号
000000000000

4 事業種目 (資本等の金額)
精密機械製造業 3)百万円

5 事業開始年月
昭和42年10月

6 この申告に回答する者の係及び氏名
総務部経理課 伊藤 (電話 27-1234)

7 税理士等の氏名
山田税理士事務所 (電話 28-9876)

8 短縮耐用年数の承認 有 無 ()

9 増加償却の届出 有 無 ()

10 非課税該当資産 有 無 ()

11 課税標準の特例 有 無 ()

12 特別償却又は圧縮記録 有 無 ()

13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法)

14 青色申告 (有・無)

資産の種類	取 得				減 少				前 年 前 年				計			
	前年		前年		前年		前年		前年		前年		前年		前年	
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円
1 構 築 物																
2 機 械 及 び 装 置		5	400	000		2	200	000		8	000	000		11	200	000
3 船 舶																
4 航 空 機																
5 車 両 及 び 運 搬 具		3	000	000						1	800	000		4	800	000
6 工 具 器 具 及 び 備 品			200	000			200	000			600	000			600	000
7 合 計		8	600	000		2	400	000		10	400	000		16	600	000

15 市(区)町村内における事業所等の資産の所在地
① 岡谷市00町00番地

16 借用資産 (有・無)
借主の名称等
ジャパンリース 株式会社 (詳細別紙記入添付)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

資産の種類	評 価 額 (イ)				決 定 価 格 (ロ)				課 税 標 準 額 (ハ)			
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円
1 構 築 物												
2 機 械 及 び 装 置												
3 船 舶												
4 航 空 機												
5 車 両 及 び 運 搬 具												
6 工 具 器 具 及 び 備 品												
7 合 計												

15 所在地 *重要

- ・資産の所在地を記入してください。また、所在地が二ヶ所以上ある場合は、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号に○印してください。

16 借用資産(リース資産)

- ・借用資産の有無について該当する方に○印してください。なお、借用資産のある場合にはリース償却資産一覧表も併せて提出してください。

17 所有区分

- ・該当する方に○印してください。

18 備考

- ・納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名を記入してください。
- ・令和4年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所旧名又は旧名称等を記入してください。
- ・その他、連絡事項あれば、ご記入ください。

【種類別明細書(一覧表)の記載例】

- I 前年中の増加資産及び減少資産の申告
- II 前年前の資産修正及び申告もれ資産追加の申告
- III 全資産の申告

この一覧表でI II IIIすべての申告が可能です。

◎ I の増加及び減少資産の申告並びに III の全資産申告について、この一覧表で申告される方は、別様の種類別明細書(増加資産・全資産用)及び同(減少資産用)の用紙を使わないでください。(重複処理のおそれがあります)
 ・ボールペンで記入してください。
 ・※印欄は記入しないでください。

I 全部減少
 ・前年中に減少した資産のある場合は、異動区分の1に○印をしてください。

I 一部減少
 ・資産の一部が減少した場合は、異動区分の2に○印をし、資産の数量及び取得価額を修正してください。

II 資産修正
 ・プリントされている資産を修正する場合は、異動区分の2に○印をした上で、修正箇所を二重線で消し、その該当上欄に正しい名称、数値を記入してください。(一部減少の場合も同様)

I II III 過年度修正
 ・前年度取得の場合、前年前の資産で申告もれの場合及び新たに全資産を申告する場合は、異動区分の3に○印をし、資産の種類、名称、数量、取得年月、耐用年数、事由を記入してください。※内容により、市税務課より過年度の修正申告を依頼することがあります。

品目番号(1点 No.)
 ・種類別明細書(減少資産用)へ記入する場合、抹消コード欄へは、この欄のコードを転記してください。

増加事由
 ・資産が増加したことについて、該当する増加理由の番号を記入してください。
 1. 新品取得 2. 中古品取得
 3. 移動による受入れ 4. その他

摘要
 ・課税標準の特例がある資産については「特例」と記入してください。
 ・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

202045 岡谷市

令和 5 年度 種類別明細書(一覧表) 【提出用】

住所 〇〇市町村〇〇町5丁目9番2号 法
 氏名 〇〇工業(株)

※行政区 住所 世帯 ※ページ
 ※所有者コード 枚のうち
 枚 目

行	異動区分	資産の種類	品目番号	資産コード	資産の名称	取得年月			取得価額	耐用年数	減価率	1月1日現在簿価	5% 1月1日現在簿価	5% 1月1日現在簿価	課税標準額	特例	事由	摘要
						年	月	日										
1	1	2	3	2	101	切断機	1	3	59	5	2,000,000	12						
2	1	2	3	2	102	旋盤	1	4	2	8	1,600,000	10						
03	1	2	3	2	103	研磨機	2	4	7	3	1,200,000	10						
	2	3	5	104	フォークリフト AX38	3	4	7	3		1,900,000	10						
	2	3	6	105	パソコン	1	4	20	10		3,000,000	6						
	2	3	2		太陽光発電設備	1	5	4	3		8,000,000	17						1 特例
07	1	2	3	5	フォークリフト ZM1132	1	5	4	5		1,800,000	4						1
09	1	2	3	6	複写機	1	5	4	12		600,000	5						1
	1	2	3	1	構 築 物	4					11,200,000							
	1	2	3	2	機 械 及 び 装 置	5					5,400,000							
	1	2	3	3	船 舶													
13	1	2	3	4	航 空 機													
14	1	2	3	5	車 両 及 び 運 搬 具	2					4,800,000							
	1	2	3	5		1					3,000,000							
15	1	2	3	6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1					600,000							
						1					200,000							
					合 計	7					16,600,000							
						7					8,600,000							

資産の名称等
 ・品名、規格、型式等を30字以内で記入してください。(15字を超えるときは、中間ケイ線を無視してください。)

取得年月
 ・資産を取得(購入、製作)した年月を記入してください。
 ・年号は次の数字で記入してください。
 1 明治
 2 大正
 3 昭和
 4 平成
 5 令和

耐用年数
 ・減価償却資産の耐用年数に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。

取得価額
 ・資産を取得するために要した金額(引取運賃、荷役費・手数料・消費税等も含む)を記入してください。
 ・税込み経理方式を適用している事業者については取得にかかる消費税額を取得価額に含めて記入してください。
 ・圧縮記帳は、地方税法上では認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

・前年度に取得した資産(令和4年1月1日現在の全資産)の合計を資産の種類別に集計プリントしてありますので、今年度の申告書を作成する際の参考してください。

数量
 ・個数、面積、距離等を記入してください。
 単位は省略して数字のみ記入してください。

・種類別明細書(一覧表)について

令和4年1月1日現在の全資産をプリント出力してあります。異動があるときは、上記方法により記入して申告書と併せて提出してください。

【種類別明細書の記載例】

IV 令和4年中に取得した資産(増加資産)

・種類別明細書(増加資産・全資産用)〔緑〕の用にボールペンで記入してください。
 ・今回初めて申告していただく方は、令和4年1月1日現在の全資産を記入してください。なお、種類別明細書(一覧表)で増加資産及び全資産を申告される方は、この用紙は必要ありません。

・申告年度を記入してください。(今年は令和5年度です。)

所有者名
 ・氏名又は名称を記入してください。また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について1枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

資産の種類
 1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品のそれぞれ該当するもの数字を記入してください。

資産コード
 ・記入する必要はありません。なお、各事務所で独自の番号・記号等を付けていて必要な場合には、8字以内で記入してください。

令和5年度										種類別明細書(増加資産・全資産用)										[提出用]									
※所有者コード※										所有者名										OOI業株									
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	摘要															
					年号	年	月							十	百	千	円	十	百	千	円								
01	2		太陽光発電設備	1	5	0	3	2	8,000,000	17.0				①・2 3・4	特例														
02	5		フォークリフト ZM1132	1	3	0	3	6	1,800,000	4.0				①・2 3・4															
03	6		複写機	1	5	0	3	1	2	600,000	5.0			①・2 3・4															

資産の名称等
 ・品名、規格、型式等を25字以内で記入してください。(15字を超えるときは、中間ケイ線を無視してください。)

数量
 ・個数、面積、距離等を記入してください。単位は省略して数字のみ記入してください。

取得年月
 ・資産を取得(購入、製作)した年月を記入してください。
 ・年号は次の数字で記入してください。
 1 明治
 2 大正
 3 昭和
 4 平成
 5 令和

耐用年数
 ・減価償却資産の耐用年数に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。

取得価額
 ・資産を取得するために要した金額(引取運賃、荷役費・手数料・消費税等も含む)を記入してください。
 ・税込み経理方式を適用している事業者については取得にかかる消費税額を取得価額に含めて記入してください。
 ・圧縮記帳は、地方税法上では認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

摘要
 ・課税標準の特例がある資産については、「特例」と記入してください。
 ・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

増加理由
 ・資産が増加したことについて、該当する増加理由の番号を記入してください。
 1. 新品取得
 2. 中古品取得
 3. 移動による受入れ
 4. その他

II 令和4年中に減少した資産(全部減少、一部減少)

・種類別明細書(減少資産用)〔赤〕の用紙にボールペンで記入してください。
 ・種類別明細書(一覧表)で資産を減少される方は、この用紙は必要ありません。

・申告年度を記入してください。(今年は令和5年です。)

所有者名
 ・氏名又は名称を記入してください。また、この「種類別明細書(減少資産用)」について1枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

抹消コード
 ・別添の種類別明細書(一覧表)から減少した資産の品目番号(1点No.)を必ず記入してください。

令和5年度										種類別明細書(減少資産用)										[提出用]									
※所有者コード※										所有者名										OOI業株									
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要																
					年号	年	月				1	2		3	4														
01	2	102	産産	1	4	2	8	1,600,000	1.0	令和5年度	1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部	横浜支社へ移動																
02	2	103	研磨機	1	4	7	3	600,000	1.0		①・2・3・4	1・②																	
03	6	105	パソコン	1	4	1	2	1	1		①・2・3・4	①・2																	
04											1・2・3・4	1・2																	

・減少した資産の種類・名称・数量及び該当資産の取得した年月を別添の種類別明細書(一覧表)から記入してください。

取得価額
 ・減少した資産の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。(減少の事由及び区分欄へ○印を忘れずに記入してください)

減少の事由及び区分
 ・当該資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○印してください。

摘要
 ・減少した事由により、売却先の名前・滅失の理由・移動の受入れ先の所在地等を記入してください。
 ・その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

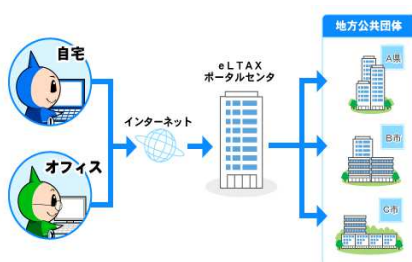
エルタックス 地方税の電子申告サービス(eLTAX)をご利用ください

諏訪広域圏6市町村では、地方税の総合窓口「eLTAX(エルタックス)」による電子申告サービスを行っております。

これにより、従来は紙ベースで行っていた地方税の申告や届出等が、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを利用して手続きを行うことができます。



eLTAX(エルタックス)とは



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税に関する手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。eLTAXは地方公共団体で組織する「(社)地方税電子化協議会」が運営を行っています。

eLTAXのご案内

eLTAXの利用時間	8:30~24:00 (土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。) ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません
eLTAXホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
よくあるご質問	疑問点がある場合は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。 https://eltax.custhelp.com/



利用できる手続きは

税 目	申 告 ・ 届 出
個人住民税(特別徴収)	給与支払報告書(総括表・個人別明細書) 公的年金等支払報告書(総括表・個人別明細書) 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 普通徴収から特別徴収への切替申請書 退職所得に係る納入申告書 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
法人住民税	中間確定申告書、予定申告書、法人設立・設置届出書 法人異動届等
固定資産税(償却資産)	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 種類別明細書(増加資産・全資産用) 種類別明細書(減少資産用)

こんなメリットがあります e○○○



○ インターネットで簡単に申告ができます。

インターネットで簡単に申告できるので、今までのように地方公共団体の窓口へ申告に行く必要がありません。

○ 複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。

複数の地方公共団体への申告を、1回のデータ送信操作で行えます。
(注意:eLTAXの運営に参加している地方公共団体に限ります。)

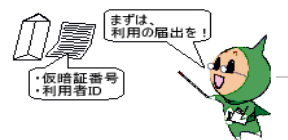
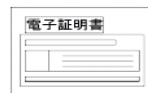
○ 市販の税務・会計ソフトのデータでもそのまま申告ができます。

市販の税務・会計ソフトで作成したデータがそのまま「eLTAX」の電子申告に使えます。(注意:eLTAX対応ソフトに限ります。)

○ eLTAX用ソフト「PCdesk(ピーシーデスク)」で申告書作成が簡単にできます。

自動入力や自動計算など申告書作成のサポート機能で、申告がますます簡単・便利になります。
(「PCdesk」はeLTAXホームページから無料でダウンロードできます。)

ご利用のための準備 e○○○



○ 電子証明書の取得が必要です。

電子証明書・・・商業登記認証局、公的個人認証局、日本税理士会連合会電子認証局、民間認証局が発行した電子証明書を取得してください。

※ 納税者が個人で申告する場合。

- ・ 住民票のある市町村の窓口で、マイナンバーカード(ICカード)を取得し、電子証明書発行申請書などを提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受けてください。

詳しくは、住民票のある市町村へお問い合わせください。

- ・ ICカードリーダライタが必要です。家電量販店やインターネット販売で購入できます。

※ 税理士に申告書等の作成・送信を依頼して申告する場合。

- ・ 関与する税理士に税務書類の作成を委嘱し、税理士が申告書等を代理送信する場合は、納税者個人の電子証明書がなくても電子申告ができます。

○ eLTAXホームページ内で利用届出を行い、利用者IDの取得が必要です

お問合せ先

岡谷市役所 税務課資産税

TEL 0266-23-4811 内線 1132

※ 岡谷市では、プレ申告データの提供も行っております。

プレ申告データは12月中に送信いたします。



償却資産申告書におけるマイナンバー記載時の本人確認について

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「個人番号又は法人番号」欄に、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、右詰めで記入してください。



2 本人確認書類について

個人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認・身元確認・代理権確認）を実施させていただきます。以下の（1）又は（2）の本人確認書類をそれぞれご持参ください。（郵送の場合は、確認書類の写しを添付してください。）

なお、電子申告 eLTAX により申告いただく場合、電子証明書等により本人確認を実施するため、確認書類の添付は不要です。

また、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認書類は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合

	番号確認書類	身元確認書類
窓口・郵送	 <p>個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの）</p>	 <p>個人番号カード（表面） 運転免許証、健康保険の被保険者証 等 ※写真表示のない身分証明等の場合には、2種類以上必要です。</p>

（2）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認書類	代理人の身元確認書類	代理権確認書類
窓口・郵送	<p>本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード 本人の住民票 （個人番号が記載されたもの）等</p>	<p>代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等 ※写真表示のない身分証明等の場合には、2種類以上必要です。</p>	<p>税務代理権限証書 委任状（原本）等</p>

※代理人が法人の場合、身元確認書類として登記事項証明等+窓口来庁者の社員証等が必要となります。

※上記以外の本人確認書類や、ご不明な点については、市税務課資産税係までお問い合わせください。

3 「マイナンバー」とは

日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号（法人の場合は13桁の番号）をマイナンバーといいます。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

問い合わせ先：〒394-8510 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市 税務課 資産税係 電話 0266-23-4811（内線 1132）

委 任 状

令和 年 月 日

岡 谷 市 長 様

【委 任 者】

住 所 _____

(アパート等方書) _____

氏 名 _____

生年月日 明治 大正 昭和 平成 _____ 年 月 日

電話番号 (_____) _____

償却資産申告書の提出 及び 償却資産申告書(控用)の返戻 について、
下記の者を私の代理人に選任しその権限を委任いたします。

【代 理 人】

住 所 _____

(アパート等方書) _____

氏 名 _____

委任者との関係 _____

~~~~~  
上記要件を備えていれば、任意の様式でもかまいません。